

6

June

Public Information

平成30年（2018）



TOPICS

- 土砂災害における避難情報発令について ————— 4
- 木造住宅の耐震に関する助成制度 ————— 8
- 北摂地域7市3町ではレジ袋の無料配布が中止になります — 14

曲がりくねって、
ただいま。



初谷川（吉川）

「とよのわたし研究室」がスタートします！

（2ページをご覧ください）

平成30年度 女性活躍人材育成事業
 \ 豊能町で暮らす女性のための生き方応援! /



～わたしが変われば、地域が変わる～

「とよのわたし研究室」 がスタートします！



豊能町の女性が自分を大切に、自分らしく生きること、家族や友人、地域のひとと、もう一度つながりあう関係を築き、「わたしが変われば、地域が変わる」をキーワードにわたしらしく活躍できる学びの場「とよのわたし研究室」(9月4日(火)～全6回)がスタートします！

平成30年度は子育て経験のある20～50歳代の女性を研究員として募集します！今年度の「とよのわたし研究室」研究員の共通ツールは“子育て”です。日程などの詳細は、広報とよの7月号に同配のチラシをご覧ください。

ところで・・・

「とよのわたし研究室」ってなんなの？

わたし研究室では、「わたし」と対話するマインドフルネスな時間を通じて、自分について研究していきます。日常の忙しさのなかで忘れがちな“自分らしくある感覚”(本来感)を取り戻し、「これからのわたらしい生き方」を探索していきます。

わたし研究では次の3つを目指していきます。

- (1) 本当の“わたし”らしさを取り戻し、“わたし”らしく生きる人になること
- (2) “わたし”らしく生き、本質から生まれたMISSION(これからのわたらしい生き方)に出逢うこと
- (3) MISSION(これからのわたらしい生き方)が周りの人、地域、社会に役立つこと

わたしを研究する

「自分らしさ」の感覚を持つ
 わたしらしく生きる
 (Authenticity)

研究テーマを見つける

これからの
 わたらしい生き方創出
 (MISSION)

周りの人や社会に
 役立つ人になる

MISSIONの実現が
 周りの人や社会をよりよくなる
 (Innovation)

要チェック！



こころ館代表理事
 松原明美さん

「わたし研究室」の講師は、一般社団法人こころ館代表理事・松原明美さん。「豊能町の方に会えるのが楽しみです。研究室のスタート、心まちにしていますね。」

まずは「とよのわたし研究室」プレイベントに参加しよう！

「わたし研究」の内容を詳しく知りたい方に向けた、1回完結のお試し講座を行います。どうぞお気軽にご参加ください。

時＝7月18日(水) 午前9時30分～午後0時30分 (受付開始：午前9時)

所＝保健福祉センター ￥＝無料 員＝40名程度

対＝豊能町在住で子育て経験のある20～50歳代の女性

申＝7月13日(金)までに ①住所②氏名③年齢④電話番号⑤メールアドレス⑥お子様の年齢
 ⑦の参加動機(任意)をメール(josei@town.toyono.osaka.jp)またはFAX(739-1980)でお送りいただくか、
 電話(739-3418/住民人権課 直通)にてお申し込みください。



問＝住民人権課 ☎739-3418



公開プレゼンテーション・審査会開催！

6月16日（土）14：00スタート

場所：保健福祉センター

豊能町の未来をつくる夢のプロジェクトを応援する「トヨノドリーム」。いよいよ公開プレゼンテーション・審査会が開催！提案者がその「夢」を熱く語ります。審査員は、この日のために集まる多彩な顔ぶれ。みなさんの提案をしっかりと、でもおもしろく審査します。

緊張感たっぷりの（？）審査会は観覧自由！無料、申し込み不要です。ぜひ提案者たちの応援に来てください！※満員の場合は入場をお断りすることがあります

問＝秘書政策課 739-3413

多彩な審査員たちがやってくる！



くるみの木主宰 /
空間コーディネーター
石村由起子 氏

1984年、奈良市でカフェと雑貨の店「くるみの木」を始める。日々の暮らしを大切に、心豊かに過ごせるような空間や生活道具を提案。国内外の企業や自治体などの商品企画から町づくりなどにも関わる。



大阪府立江之子島
文化芸術創造センター館長
甲賀雅章 氏

広義の意味でのデザイン、文化戦略を21世紀型経営の最重要資源として位置づけ、企業、組合、商店街、地方自治体等の活性化におけるコンサルティング活動を展開。「大道芸ワールドカップIN静岡」プロデューサー。



大阪府立江之子島文化芸術創造センター
プラットフォーム部門チーフディレクター/E-DESIGN代表
忽那裕樹 氏

庭園を初め公園や広場、大学、商業・集合住宅・病院等のランドスケープデザインとプログラムを国内外で展開。パークマネジメント、タウンマネジメントを通して地域の改善や魅力向上に様々な立場で関わっている。

トヨノドリーム説明会を開催しました

5月12日（土）保健福祉センターにおいて実施の説明会では、約30名の参加者に対してトヨノドリームで募集する項目の種類や支援内容などについて説明を行いました。豊能町での夢の実現や新たな事へのチャレンジに対する思いを持った参加者の皆さまのおかげで充実した説明会となりました。

問＝秘書政策課 ☎739-3413



【説明会の様子】

土砂災害における避難情報発令について

近年、異常な集中豪雨により、全国的に土石流、がけ崩れなどの土砂災害が発生し、人命・家屋などに大きな被害が出ています。

町域において土砂災害の発生する危険性が高まった場合には、気象台や大阪府の発表に基づき、町は避難情報を発令します。町の土砂災害における避難情報発令の基本的な考えは次のとおりです。

(※本年2月に大阪府が土砂災害警戒準備情報を廃止したことなどに伴い、一部見直しました。)

避難準備・高齢者等避難開始

- ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、今後も雨量が継続すると予想される場合
- ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にかけて、大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨、言及されている場合

避難勧告

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合
- ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

避難指示（緊急）

- ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、現況雨量が土砂災害発生危険基準線（※）を超過した場合
- ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- ・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合

(※) おおさか防災ネット (<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>) ⇒土砂災害の防災情報⇒いつ避難するかを知る⇒土砂災害危険度情報⇒地図上の豊能町内のメッシュの順にクリックし、土砂災害危険度遷移図で確認することができます。

●住民の皆さまに求める行動

発令区分	住民の皆さまに求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる要支援者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・土砂災害の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、指定された避難所へ立退き避難する。
避難勧告	・指定された避難所へ速やかに立退き避難する。 ・指定された避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
避難指示（緊急）	・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定された避難所へ緊急に避難する。 ・指定された避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

※立退き避難：家屋など現在いる危険な場所から指定された避難所や「近隣の安全な場所」へ移動すること

※近隣の安全な場所：近隣の堅くて丈夫な建物、山から離れた小高い場所など

※屋内安全確保：屋内の高いところで山からできるだけ離れた部屋などへ移動すること

●避難所

町の施設である避難所は、指定避難所のほか、小規模な災害など災害の状況により弾力的に運用する避難所（弾力運用避難所）があります。

開設する避難所は、避難情報発令の際に併せてお知らせいたします。

指定避難所

東能勢中学校体育館（余野159-2）、高山コミュニティセンター（高山10）、吉川小学校体育館（吉川419）、吉川中学校体育館（東ときわ台1-3-2）、光風台小学校体育館（新光風台1-5-1）

弾力運用避難所

中央公民館（余野26）、高山コミュニティセンター（高山10）、西公民館（光風台5-1-2）、スポーツセンターシートス（新光風台3-1-10）

ー「とよのたんぽぽメール」に登録してくださいー

町の気象警報、緊急地震速報、避難所開設などの防災情報や弾道ミサイル発射などの国民保護情報、その他生活上の安全の確保に関する情報などを配信します。

《登録方法》携帯電話・スマートフォン・パソコンから tanpopo.toyono-town@raidens3.ktaiwork.jp に空メールを送信するか、右のQRコードを読み取り送信してください。



ー「おおさか防災ネット（防災情報メール）」に登録してくださいー

選択した地域（市町村）ごとに、気象警報、台風、地震などの情報がメール配信されます。

《登録方法》携帯電話から touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信するか、右のQRコードを読み取り送信してください。



問＝総務課 ☎739-3415

平成29年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

■情報公開制度の運用状況

①情報開示請求件数22件

②情報開示請求の処理内訳（請求のあった実施機関のみ掲載）

③情報開示の実施方法

実施機関	処理件数	処理内訳							審査請求
		開示	部分開示	不開示	不存在	応答拒否	取下げ	検討中	
町長	20	2	10		8				
教育委員会	4	1	3						
監査委員	1		1						
農業委員会	1		1						
議会	5	1	3		1				
計	31	4	18	0	9	0	0	0	0

区 分	実施件数
閲 覧	
写 し の 交 付	
閲覧及び写しの交付	18
写 し の 送 付	4
計	22

※処理件数とは、開示請求に対する決定などの件数をいいます。1件の開示請求に対し、対象公文書を管理する所属が複数あり、それぞれが個別に決定などの処理を行う場合は、処理件数が請求件数を上回ることになります。

■個人情報保護制度の運用状況

①個人情報開示請求件数6件

②個人情報開示請求の処理内訳（請求のあった実施機関のみ掲載）

③情報開示の実施方法

実施機関	処理件数	処理内訳							審査請求
		開示	部分開示	不開示	不存在	応答拒否	取下げ	検討中	
町長	6	4	2						
計	6	4	2	0	0	0	0	0	0

区 分	実施件数
閲 覧	
写 し の 交 付	
閲覧及び写しの交付	3
写 し の 送 付	3
計	6

※処理件数とは、開示請求に対する決定などの件数をいいます。1件の開示請求に対し、対象公文書を管理する所属が複数あり、それぞれが個別に決定などの処理を行う場合は、処理件数が請求件数を上回ることになります。

問＝総務課 ☎739-3415

～みんなで防ごう土砂災害～

6月は土砂災害防止月間です

土砂災害防止月間	6月1日(金)～6月30日(土)
がけ崩れ防災週間	6月1日(金)～6月7日(木)

近年、異常な集中豪雨により、土石流、がけ崩れなどの土砂災害が全国的に発生し、人命・家屋などに大きな被害が出ています。

今年もまた、土砂災害の起こりやすい梅雨の季節となりました。土砂災害に対する備えや、避難場所などをこの機会に再確認しましょう。



土石流

急な渓谷を、水を含んだ大量の土砂・礫^{れき}が津波のように流れ下るもので、「山津波」とも呼ばれています。

流れの先端部に大きな礫があることが多く、その流れの速さは時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や田畑を壊滅させてしまいます。



がけ崩れ

雨で地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が急に崩れ落ちることです。

また、崩れ落ちる速度も速く、地震が原因で起こることもあり、人家の近くで起こると、死者の出る悲惨な災害となります。



地すべり

粘土質など、すべりやすい土質を境目に、その上部の地面が動き出してゆっくりすべり落ちることです。

がけ崩れに似ていますが、傾斜のゆるい斜面でも発生し、ゆっくりと継続的にすべることもあります。また、発生規模も広範囲にわたります。

土砂災害防止法とは

土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、広くお知らせすることによって、いざという時の対応や、そのような危険な場所に新たに住宅などが建つことを抑制するなど土砂災害防止のための対策を推進しようとする法律で、平成13年4月1日に施行されました。

土砂災害の危険箇所は、新たな宅地開発などによって年々増加していますが、すべての危険箇所に対策工事をして安全にしていくには膨大な時間と費用が必要となります。

そのため、危険な場所をこれ以上増やさないように、新たに住宅などが建つことを抑制することなどが大切です。

土砂災害防止法に基づき、次のようなことが行われます。

1 基礎調査

土砂災害により被害をうけるおそれのある土地の地形、地質、土地利用状況等について調査します。

2 区域の指定

基礎調査の結果をもとに、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害により生命・身体に著しい被害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定します。平成30年3月末現在、土砂災害警戒区域については34市町村8,345箇所が指定され、土砂災害特別警戒区域については34市町村7,758箇所が指定されています。

3 区域指定により実施される内容

市町村地域防災計画に登載され、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項が定められます。土砂災害特別警戒区域ではさらに、特定の開発行為の許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告等の措置が講じられます。

問＝大阪府都市整備部 河川室河川環境課砂防グループ(☎06-6944-9302 内線2955)

建設課 ☎739-3423

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004)または豊中年金事務所(☎06-6848-6831)へお問い合わせください。

国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004)または豊中年金事務所(☎06-6848-6831)へお問い合わせください。

第21回大阪府介護支援専門員実務研修受講試験が行われます

介護支援専門員の業務に従事するためには、この試験に合格後、介護支援専門員実務研修の課程を修了したうえ、大阪府の介護支援専門員資格登録簿に登録された後、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

受験資格＝「医師、看護師、介護福祉士等の国家資格に基づく業務」、「施設等において必置とされる相談援助業務」に従事した経験を有する方で、その期間が通算して5年以上であり、かつ、現に当該業務の実務に従事した実績日数が900日以上の実務経験を有する方

試験要領（受験申込書）

配布時期＝5月31日(木)～6月25日(月) **配布場所**＝保険課、保健福祉センター、吉川支所、大阪府各保健所など

受付期間＝5月31日(木)～6月25日(月) **受付方法**＝簡易書留による郵送(当日消印有効)

試験日＝10月14日(日)

問＝一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団（ファイン財団）ケアマネ係 ☎06-6763-8044



マチイロ

広報とよのがアプリで読めます

PlayストアまたはAppストアより「マチイロ」をダウンロードし、居住地域を「大阪府豊能町」に設定すると、毎月1日に最新号が配信されます。

※「マチイロ」の利用やシステムについては、
(株)ホープ(☎092-716-1404)にお問い合わせください。

案内一般

住宅の改修に対する固定資産税(家屋)の減額措置制度のお知らせ

▼耐震改修に対する減額措置

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の耐震改修工事(改修工事費が50万円を超えるもの)を行った場合、申告をするので翌年度から一定期間家屋の固定資産税が減額されます。

▼バリアフリー改修に対する減額措置

新築から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)に居住している、65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害をお持ちの方が、次の改修工事(改修工事費の自己負担額が50万円を超え、工事完了後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること)を行った場合、申告をすることで翌年度分の家屋の固定資産税が減額されます。

〔改修工事内容〕・廊下の拡幅・階段の勾配の緩和・浴室の改良・床表面の滑り止め化・便所の改良・床の段差の解消・引き戸への取替え・手すりの取付け

▼省エネ改修に対する減額措置

平成20年1月1日以前に建てられ

た住宅(賃貸住宅を除く)で、新たに現行の省エネ基準に適合するよう、外気と接する窓の改修(二重サッシ化、複層ガラス化等)を含む、次の改修工事(改修工事費が50万円を超え、工事完了後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること)を行った場合、申告をすることで翌年度分の家屋の固定資産税が減額されます。

〔改修工事内容〕・床の断熱改修・天井の断熱改修・壁の断熱改修

申告手続き 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修に対する減額措置については、工事完了後3カ月以内に申告が必要です。制度適用の要件、申告手続きの方法など、詳しくは町ホームページをご覧ください。税務課までお問い合わせください。

木造住宅の耐震に関する助成制度

町では、阪神・淡路大震災で倒壊等の被害が特に集中している昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅に対し耐震に係る費用の助成を行っています。昭和56年5月31日までの旧耐震基準は、「震度5強程度の地震でほとんど損傷しないこと」が求められました。しかし、それ以降の新耐震基準(昭和56年6月1日以降)では、それに加えて「震度6強に達する程度の地震で倒

壊・崩壊しないこと」が求められています。

では、昭和56年以降に新耐震基準で建てられた木造住宅であれば、安心なのでしょうか?実は、阪神・淡路大震災を契機に、平成12年にはさらに厳しく耐震基準が改定されています。そのため、平成の建物でも、平成12年以前に建てられていれば注意が必要です。一概に旧耐震基準の木造住宅がすべて危険とは言えません。また、新耐震基準により建てられたからといって、安全の保証があるわけでもありません。建築基準法が定めているのは、あくまで建物の安全に関する最低限の基準です。

もし、あなたの家が、昭和56年5月31日以前に建てられたものなら、まずは耐震診断を受け、早めの地震対策をしてください。

▼一度は「耐震診断」

耐震診断は建物の基礎や壁、梁などを確認し、大規模な地震に対する建物の安全性を評価します。建物の強さを「評点」という数値で表します。耐震基準が大きく変わった昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は耐震診断を受けましょう。

耐震診断補助 ※最高4万5千円

▼しっかり「耐震設計」

屋根の軽量化、壁、接合部・基礎の

補強など、改修方法はさまざまです。改修後の建物の強さ(目標評点1.0以上)を定め、建築士等に耐震設計書の作成を依頼しましょう。

耐震設計補助 ※最高10万円

▼安心の「耐震改修工事」

耐震設計書を基に複数の工事業者から改修工事の見積書を取り寄せ工事業者を決めましょう。

耐震改修補助 ※最高40万円

※いずれも1戸当たりの補助額 助成を受けるには耐震診断・設計・改修を行う業者の条件や建物所有者の所得制限があります。

※耐震診断補助に関する問合せ等については、吉川支所では行っておりません。建設課までお問い合わせください。

●評点

倒壊しない	1.5以上
一応倒壊しない	1.0～1.5未満
倒壊の可能性がある	0.7～1.0未満
倒壊の可能性が高い	0.7未満

評点が1.0未満の場合は、耐震改修をしましょう。

●費用の目安

耐震診断	5万円程度
耐震設計	15～25万円程度
耐震改修工事	100～300万円程度

費用は木造2階建て(100㎡)戸建住宅の場合です。内容により、費用が変動します。

問 建設課

☎ 739-3417

本人通知制度の登録を受け付けています

本人通知制度は、事前に登録した方に対して、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者に交付した事実を通知する制度です。

○事前登録ができる方

1. 豊能町の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている方（住民基本台帳または戸籍の附票から除かれた人を含む。）

2. 豊能町の戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む。）

○事前登録に必要なもの

・本人通知制度登録申請書（窓口でお申し出ください。）

・窓口に来られる方の本人確認書類

（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（顔写真の付いたもの）など）

・代理人（登録できる方から委任を受けた方）の場合は、委任状

・法定代理人（未成年者の保護者、成年後見人など）の場合は、戸籍謄本等の資格を証する書類

○事前登録の受付窓口
住民人権課、吉川支所の窓口で登録の申請をしてください。

○登録期間

登録期間は、登録申請書の受付日の翌日から3年間です。

登録期間満了後、引き続き登録を希望する場合は、再度登録手続きをしてください。

問Ⅱ住民人権課 739・3418

6月1日(金)から防災行政無線 定時試験メロディーの放送を開始します

防災行政無線の動作確認のため、各屋外拡声子局（屋外スピーカー）から定時試験メロディーの放送を開始します。

【放送開始日】6月1日(金)

【放送時間】毎日午後5時

【メロディー】ふるさと（約1分間）

※メロディーは、午後5時に本庁および吉川支所から放送しているものと同じですが、音源・音質を変えて、各屋外拡声子局から放送します。

問Ⅱ総務課 739・3415

6月23日(土)から29日(金)は 男女共同参画週間です

【平成30年度キャッチフレーズ】

「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、国民の皆さま一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的および基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画週間」が設けられています。

この期間中、国および地方公共団体、女性団体、その他の関係団体の協力のもとに、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事および広報啓発活動が実施されます。

問Ⅱ内閣府男女共同参画局総務課

03・5253・2111

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながることがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障するこ

との大切さについて皆さまのご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

問Ⅱ大阪府商工労働部雇用推進室

06・6210・9518

（6月13日（水）～15日（金）午前10時～午後6時）

✉rousei-gd@box.pref.osaka.lg.jp
（Eメールでの相談受付は6月中随時受け付けます）

寄附

○吉川中学校に

医療法人秀徳会

まわたり内科 様より

デジタル体重身長計 一台

○老人福祉センター 豊寿荘に

新光風台 奥村 毅様より

マッサージ機 一台

あたたかいご厚意、ご協力、誠にありがとうございました

ふるさと寄付に20,879,500円!

〇583件20,879,500円の寄付がありました

平成29年度は、町内外から合わせて583件20,879,500円のふるさと寄付をいただきました。

内 訳	金 額
子供が輝く	5,846,000円
みどりの保全と観光	2,118,500円
高齢者にやさしい	1,230,500円
「のせでんアートライン妙見の森」事業	319,500円
ふるさと回帰	191,500円
スポーツ・文化	190,000円
ユーベルホール応援寄付金	100,000円
NPO支援	80,000円
指定なし	10,803,500円
合 計	20,879,500円

〇ふるさと寄付って?

「ふるさと寄付(ふるさと納税)制度」は、生まれ育ったふるさとに貢献したい、あるいは自分とのかかわりの深い地域を応援したいという思いを実現する制度です。ふるさと寄付をした場合、寄付金受領証明書を添付して確定申告を行うことにより、所得税および翌年度の住民税が一定限度まで控除されます。

〇寄付金はみんなの笑顔につながっていきます

いただいた寄付金は、「ふるさとづくり基金」として積み立て、テーマに沿って活用します。これまで、保育所、幼稚園、留守家庭児童育成室の遊具・教材の購入や、学校図書の実施などを行っています。

問=秘書政策課 ☎739-3413

(広告)

新しい返礼品も続々登場!

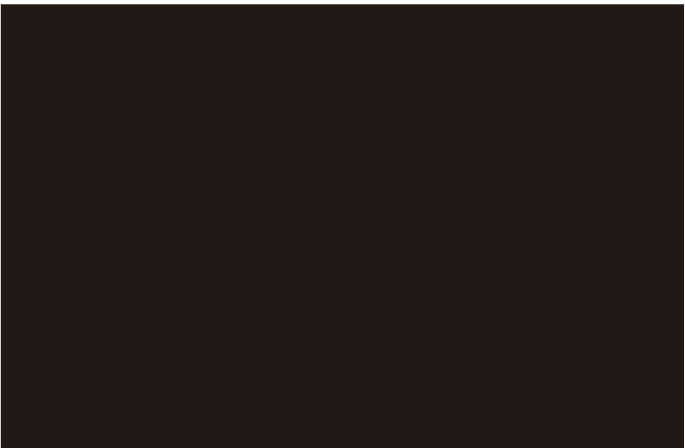


豊能町ふるさと寄付



インターネットなら
いつでも簡単申し込み!

【問合せ】秘書政策課 ☎739-3413



『鳥獣被害防護柵設置補助事業』のお知らせ

有害鳥獣による農林産物や生活環境に対する被害対策として、被害防護柵の資材の購入に要する経費の一部を補助します。

【補助率】

- 経費の50%以内（上限10万円）

【交付条件】

- 設置場所が町内であること。
- 被害防護柵の設置による受益者が原則3戸以上であること。ただし、3戸以上の共同設置が困難であると認められる場合は、この限りでない。



- 2業者以上から見積もりを取り、見積もり額の低い方から購入すること。

- 設置後5年間は維持管理を行うこと

【被害防護柵の種類】

- ワイヤーメッシュ柵 ●金網柵 ●ネット柵
- 電気柵 ●それらの複合柵

その他、被害防護柵に付属する資材や既存の防護柵の補修用資材も補助の対象となります。

詳しくは、農林商工課までお問い合わせください。

問＝農林商工課 ☎739-3424

お詫びと訂正

広報とよの5月号に同配の「平成30年度特定健康診査（住民健診）が始まります」のチラシの内容に誤りがありました。お詫びして下記のとおり訂正します。

健診項目：町が追加して実施する項目の表中

誤 ○血液検査(白血球・赤血球・血色素・ヘマトクリット値・ALP・血清アルブミン・尿素窒素)

正 ○血液検査(白血球・赤血球・血色素・ヘマトクリット値・血清アルブミン・血清クレアチニン※・eGFR※・血清尿酸※)（※社保加入の方などが対象。国保・後期加入の方は基本項目で実施します。）

問＝健康増進課（保健福祉センター内）☎738-3813

大阪府池田保健所6月の事業

▶骨髄バンクドナー登録（要申込み）

時＝6月5日、12日（火）

午前9時30分～10時30分（受付）

▶B・C型肝炎ウイルス検査（要申込み）

時＝6月5日、12日（火）

午前9時30分～10時30分（受付）

対＝府内在住で20歳以上の未受診者

¥＝無料

▶風しん抗体検査（要申込み）

時＝6月5日、12日（火）

午前9時30分～10時30分（受付）

対＝妊娠を希望する女性とその配偶者、妊婦の配偶者

¥＝無料

※対象、必要書類等は必ず保健所にご確認ください。

▶HIV/エイズ・梅毒（血液）、クラミジア（尿）検査（匿名可）

時＝6月5日、12日（火）

午後1時30分～2時30分（受付）

¥＝HIV/エイズ検査は無料

（その他は同検査と同時に受ければ無料）

▶こころの健康相談（予約制）

日程など詳細はお問い合わせください。

▶水質検査・検便

時＝6月5・12・19・26日（火）

午前9時30分～11時30分

※あらかじめ検査容器等を受領に来所願います。

¥＝有料

問＝大阪府池田保健所 ☎751-2990

平成30年度 行政連絡協議員名簿

行政連絡協議員は、町行政の円滑化と町内各地区との連絡を緊密にして自治振興をはかる目的をもって、町が各地区の自治会長に委嘱しています。今年度は、次の方々に委嘱を行いました。

（敬称略）

地区名	氏名
余 野	やまざき あきお 山崎 明夫
川 尻	うえの ひろかず 上野 裕一
木 代	なかにし とおる 中 西 亨
切 畑	にし せい いち 西 誠 市
野 間 口	おおにし けん ずけ 大 西 健 友
高 山	うえの まさお 上野 正 夫
牧	こうの さとし 鴻野 聡
寺 田	こさか よし ひと 小坂 善 人
吉 川	むかい まさる 向井 勝 勝
と き わ 台	ひみ よしあき 氷 見 嘉 章
光 風 台	みやざき かつ よし 宮崎 勝 義
東 と き わ 台	おさめ みちこ 納 美智子
希 望 ケ 丘	にし おか よし かつ 西 岡 義 克
新 光 風 台	かわ た めい 川 田 明 理

問＝住民人権課 ☎739-3418